

介護福祉士実務者研修 受講資金貸付制度

資格取得を
学費の面から
サポートします。

～働きながら資格を取りたいあなたに～



「介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度」は、働きながら介護福祉士を目指す人の修学を支援するため、修学資金の貸付けを行う国の制度です。

貸付額 **20万円** (授業料、実習費、受験手数料等)

※貸付けは無利子です。

介護福祉士等の業務に2年間従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。

【問合せ・申請先】

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部

盛岡市三本柳8地割1番3 電話 019-601-7022

介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の概要

この制度は、働きながら介護福祉士資格の取得を目指す人を支援するために国が修学資金の貸付けを行い、質の高い介護福祉士を養成することを目的としています。

貸付対象	実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格の習得を目指し、 <u>実務者研修施設の卒業年度又は翌年度に国家試験受験が可能な方</u> であって、介護福祉士の資格を取得後、岩手県内で介護福祉士として介護・相談援助等の業務に従事しようとする方が対象になります。
貸付期間	原則として養成施設等に在学する期間とします。 ※ 対象となる養成施設は、中央福祉学院、三幸福祉カレッジ、ニチイ学館、EDC医療福祉学院、東北福祉カレッジなど。その他の養成施設についてはお問い合わせください。
申請の流れ	<p>【申請時期】 受講決定日から受講開始後2か月以内までに申請してください。</p> <pre>graph LR; A[養成施設] -- ①受講申込 --> B[ご本人]; B -- ②受講決定推薦 --> A; B -- ③受講決定のち貸付申請 --> C[県社協]; C -- ④審査・決定 --> B;</pre>
貸付額	下記の金額を上限として貸付けます。なお、修学資金は養成施設等の授業料、実習費、教材費のほか、参考図書、学用品、交通費等も貸付けの対象となります。 貸付上限額 200,000円 ※ 貸付けには審査がありますので、お断りする場合や希望額どおりの貸付額に満たない場合もあります。
返 還	養成施設を途中で退学した場合、所定の期間に介護福祉士として、介護の業務を辞めた場合（介護職等の業務に従事しなかった場合）、原則貸付金を返還しなければなりません。
免 除	養成施設等を卒業し、資格を取得した日から1年以内に岩手県内で介護福祉士として就職し、原則として2年間業務した場合は、返還が免除されます。

【貸付けに関するお問合せ先】

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部

電話 019-601-7022